



裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成23年4月20日付けで提起のあった、**〇〇〇**市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき平成23年4月5日付け**〇〇〇**第70446号で行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

理由

1 審査請求の趣旨および理由

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

生命保険の支払いは契約当初より母が行っており、母に扶養援助の交渉を行うが、扶養援助を得られなかったにもかかわらず、処分庁は生命保険の保有を理由に本件処分を行っており、本件処分は不当であるから、その取消しを求める。

2 認定事実および判断

(1) 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書および反論書ならびに処分庁から提出のあった弁明書および関係資料によれば、次の事実が認められる。

平成23年3月8日 審査請求人が、生活保護法第24条の規定により、処分庁に生活保護申請を行う。

平成23年3月15日 処分庁は、生活保護法第29条の規定により、保険会社等へ資産調査を行う。

平成23年3月22日 処分庁は、生活保護法第24条の規定により平成23年3月8日から保護開始決定を行う。

平成23年3月31日 処分庁が、生命保険会社より資産調査の回答を受領。審査請

求人名義の生命保険の存在が判明。契約者、被保険者は審査請求人、受取人は両親。解約返戻金は239,629円。

平成23年4月1日 審査請求人が処分庁に対し、生命保険の所有を認める。ただし、両親が保険金を負担しており、両親は保険解約を行う予定はなく、名義変更の相談をする旨説明。

平成23年4月5日 処分庁は、上記保険の解約金が239,629円あり、契約者である審査請求人に当保険を解約する権利があるため、活用し得る資産があるとの理由により、平成23年3月8日に遡及して本件処分を行う。

平成23年4月20日 審査請求人が、本件処分を不服として、審査庁に審査請求書を提出する。

(2) 判断

法第4条第1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、本件のような生命保険の場合も解約返戻金ができるものであれば資産に該当する。ただし、資産の活用の範囲・程度は国民生活の実態および地域住民の状況との均衡を踏まえて判断すべきものであり、機械的、画一的に決められるものではないとされている。

このことを踏まえ本件処分について検討すると、処分庁は、平成23年3月28日付け [REDACTED] からの法第29条に基づく資産調査の回答により、審査請求人が保険契約者となっている生命保険の存在を確認し、同年4月1日に来所した審査請求人に対し、この生命保険について聞いている。これに対し審査請求人は、生命保険の存在は認めたものの、保険料は母親が負担しており保険金受取人は両親であることや、市の指示により母親に生命保険の解約を頼んだが断られたこと等の経緯を説明している。しかしながら、処分庁はそれ以上の補足調査を行うことなく、審査請求人に解約する権利があることのみをもって本件生命保険の解約返戻金を請求人の資産として認定している。

既に述べたように、活用可否の認定については機械的、画一的に決められるものではなく、契約の経緯等も踏まえて個別に実態をよく把握して判断すべきところ、これを怠ってなされた本件処分は不当であるといえる。

よって以上のとおり、審査請求人の主張には理由があるため、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

なお、本件における争点ではないが、処分庁が審査請求人の生活保護を平成23年3月8日から廃止するとした点について附言すると、法第26条は「保護の

実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを通知しなければならない。」と規定している。すなわち、保護の廃止は、被保護者が保護の要件を満たさなくなり、保護を継続すべき状態でなくなった場合に、それ以降は保護の適用をしないというものであるから、その廃止の効力は原則として遡及し得ないものである。

このことを踏まえ本件処分について検討すると、処分庁は平成23年4月5日、審査請求人が生命保険の解約金を保有していることを理由として、生活保護開始日である平成23年3月8日に遡及して保護の廃止を行っている。しかし、既に述べたように、生活保護の廃止の効力は原則として遡及しないものであるため、保護開始日に遡及して保護を廃止するとした本件処分は適正であるとは認め難い。



平成23年 8月19日

審査庁 滋賀県知事 嘉田 由紀子

